

宇和島市 工事成績評定要領 新旧対照表

新	旧
<p>(評定の対象)</p> <p>第2 評定は、1件の請負代金額が130万円以上の請負工事について行うものとする。</p> <p>ただし、年間維持工事、<u>除草工事</u>、冬季路面对策工事、<u>崩土除去工事</u><u>及び</u>構造物撤去工事<u>並びに材料を対象とした検査</u>は評定の対象外とする。</p>	<p>(評定の対象)</p> <p>第2 評定は、1件の請負代金額が130万円以上の請負工事について行うものとする。</p> <p>ただし、年間維持工事、冬季路面对策工事、構造物撤去工事は評定の対象外とする。</p>

宇和島市 工事成績評定要領（工事成績採点表の考査項目別運用表） 新旧対照表

新	旧
<p>(担当係長(監督員))</p> <p>1. 施工体制</p> <p> . 施工体制一般</p> <p>[評価対象項目] 9行目</p> <p><u>建設業退職金共済制度</u>に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。</p> <p> . 配置技術者</p> <p>[評価対象項目] 【現場代理人を評価する項目】 1行目</p> <p>現場代理人として、監督員との<u>調整や協議など</u>を書面で行っている。</p> <p>2. 施工状況</p> <p> . 施工管理</p> <p>[評価対象項目] 3行目</p> <p><u>提出された書類</u>と現場の施工体制等が一致している。</p> <p> . 安全対策</p> <p>[評価対象項目] 7行目</p> <p>各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた<u>軽微な事項</u>について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。</p>	<p>(担当係長(監督員))</p> <p>1. 施工体制</p> <p> . 施工体制一般</p> <p>評価対象項目 9行目</p> <p><u>建設業退職金共済組合</u>に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。</p> <p> . 配置技術者</p> <p>評価対象項目 【現場代理人を評価する項目】 1行目</p> <p>現場代理人として、監督員との<u>連絡調整</u>を書面で行っている。</p> <p>2. 施工状況</p> <p> . 施工管理</p> <p>[評価対象項目] 3行目</p> <p><u>施工計画書</u>と現場の施工体制等が一致している。</p> <p> . 安全対策</p> <p>[評価対象項目] 7行目</p> <p>各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた<u>事項</u>について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。</p>

5．創意工夫

- ．創意工夫

記述評価

【マークを付した_____評価内容を詳細記述】

- ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ・加点は+ 7点～ 0点の範囲とする。

-
- ・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

(担当課長)

4．工事特性

- ．施工条件等への対応
- ．都市部等への作業環境、社会条件等への対応

(10について)

- ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
- ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
- ・一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。
- ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事。
- ・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）が複数ある建築工事。
- ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある建築工事。

5．創意工夫

- ．創意工夫

記述評価

【マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】

- ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ・加点は+ 7点～ 0点の範囲とする。

・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。

- ・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

(担当課長)

4．工事特性

- ．施工条件等への対応
- ．都市部等への作業環境、社会条件等への対応

(10について)

- ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
- ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
- ・一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。
- ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事。
- ・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）が複数ある建築工事。
- ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある建築工事。

- ・施設を使用しながらの工事で、肯定的な制約が特に厳しい建築工事。
- ・平成30年度に発生した災害の復旧工事。(2019年度までに発注する工事に限る)

7. 法令遵守等

【上記で評価する場合の適応事例】

14. 受注業者や下請等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。

(検査員)

2. 施工状況

- ・施工管理 [評価対象項目] 14行目
提出された書類と現場の施工体制が一致している。

- ・施設を使用しながらの工事で、肯定的な制約が特に厳しい建築工事。

7. 法令遵守等

【上記で評価する場合の適応事例】

(検査員)

2. 施工状況

- ・施工管理 [評価対象項目] 14行目
施工計画書と現場の施工体制が一致している。